

平成 17 年度第 3 四半期宮城県警察定期監査の状況

1 実施機関

平成 17 年度第 3 四半期における県警察の定期監査は、大和警察署、古川警察署、小牛田警察署、涌谷警察署、佐沼警察署、登米警察署、鳴子警察署、大河原警察署、白石警察署及び加美警察署について、財務監査を中心に実施した。

2 犯罪捜査報償費に関する支出関係証拠書類の状況

捜査員への交付及び精算に係る支出関係証拠書類と、捜査員の勤務関係書類を調査・確認したところ、「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されていた。物品等の購入や飲食店での飲食などに支出した場合には、領収書又はレシートが添付されていたが、協力者等に対する謝礼として現金を支払ったものの一部は領収書が徴されておらず、捜査員が作成した支払報告書により、その理由等を署長が確認していた。また、これらの支払精算書等では、協力者等の氏名など一部事項については、マスキング（非開示）されていた。

（注）支出関係証拠書類：現金出納簿、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書等

勤務関係書類：勤務整理簿、旅行命令票、運転日誌等

3 捜査員からの聴き取り調査

（1）実施した機関等

- 佐沼警察署（10月 3日 午前）
 - ・聴き取りした捜査員 2名（生活安全課 2名）
- 登米警察署（10月 3日 午後）
 - ・聴き取りした捜査員 2名（刑事生活安全課 2名）
- 鳴子警察署（10月 12日 午後）
 - ・聴き取りした捜査員 3名（刑事課 1名、生活安全課 2名）
- 大河原警察署（10月 13日 午前）
 - ・聴き取りした捜査員 2名（刑事課 2名）
- 白石警察署（10月 13日 午後）
 - ・聴き取りした捜査員 2名（生活安全課 1名、刑事課 1名）
- 大和警察署（10月 18日 午前）
 - ・聴き取りした捜査員 2名（刑事課 1名、交通課 1名）
- 古川警察署（10月 18日 午後）
 - ・聴き取りした捜査員 2名（生活安全課 1名、刑事課 1名）
- 小牛田警察署（11月 2日 午前）
 - ・聴き取りした捜査員 2名（生活安全課 2名）
- 涌谷警察署（11月 2日 午後）
 - ・聴き取りした捜査員 2名（刑事生活安全課 2名）
- 加美警察署（11月 22日 午前）
 - ・聴き取りした捜査員 2名（刑事課 2名）

* 捜査員からの聴き取り時間は、捜査員 1 人当たり 30 分から 40 分程度行った。

（2）捜査員の選定方法

聴き取りを行った捜査員の選定については、先に実施する事務局監査において、犯罪捜査報償費の支出実績の多い捜査員を数名選定し、監査委員の現地監査において、この捜査員の中から、当日業務に支障のない捜査員に対して、聴き取り調査を実施した。

(3) 聴き取り調査の聴取事項

捜査員が作成した支払精算書等の本人記載の確認、謝礼金等の受け渡し（接触）場所及び相手方の氏名・住所等について聴取したほか、その情報提供者からの情報は事件捜査に有効であったかなどについても併せて聴取した。

4 監査の結果

犯罪捜査報償費の支出関係証拠書類の一部が、協力者の保護、協力者と警察との信頼関係、捜査上の秘密等の理由でマスキングされていた。また、捜査員からの聴き取りで、謝礼金等を渡した相手方である協力者の氏名等については説明を拒否された。

今回の定期監査を行った範囲においては、「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されていたが、支出関係証拠書類の記載内容のとおり、すべて確実に執行されたということを確認するには至らなかったものの、不正を疑わせるような執行は認められなかった。